

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		退院命令、処遇改善命令
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
条 項		第 38 条の 5 第 5 項
所 管 課		保健衛生局保健部保健衛生総務課（電話：048-829-1294）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>未設定 (理由：処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。)</p> <p>参考（法律抜粋） 精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は当該精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じなければならない。</p>
	備 考	